

税制の概要

ご契約時	1,500 万円を上限に、教育資金として非課税で贈与可能	お孫さま等 (30 歳未満) のご契約は、1 金融機関 1 営業所に限定
	契約取消は不可	お孫さま等の年収は 1,000 万円以下に限定
払戻時	払戻時は、法令で定める費目に限定 法令で定める領収書等を提出	領収書の日付は、信託契約以降払戻しの 1 年以内
	学校等以外の者への支払いは、500 万円以内 (ただし、23 歳以上の場合、学校等が必要と認めた業者費用、所定の教育訓練講座費用のみが対象です)	
贈与者の死亡時	<ul style="list-style-type: none">・[2019 年 4 月～ 2021 年 3 月の贈与から 3 年以内] または [2021 年 4 月以降の贈与後] に祖父母さま等が亡くなった場合、原則、その贈与の残額に対して相続税が課税されます。(23 歳未満、または在学中等を除きます)・[2021 年 4 月以降の贈与分] にかかるお孫さま等への相続税額は、2 割加算の対象となります。・[2023 年 4 月以降の贈与後] に祖父母さま等が亡くなった場合、当該祖父母さま等に係る相続税の課税価格の合計額が 5 億円を超える場合には、お孫さま等の属性にかかわらず、その贈与の残額に対して相続税が課税されます。	
契約期間満了時	30 歳の誕生日の前日に契約終了し、残額は贈与税の課税対象。 (在学時等は、翌年 12 月 31 日 (最長 40 歳の誕生日の前日) まで延長可能)	